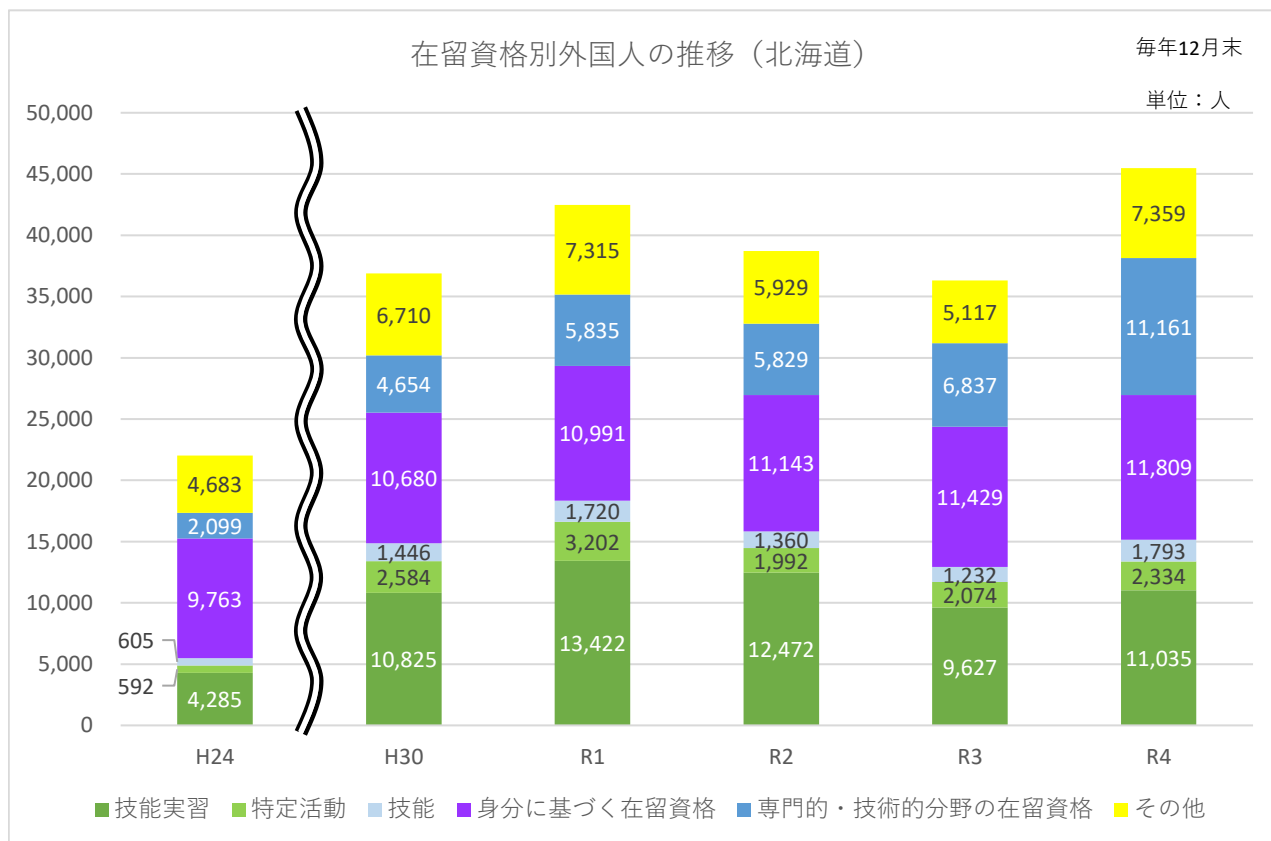
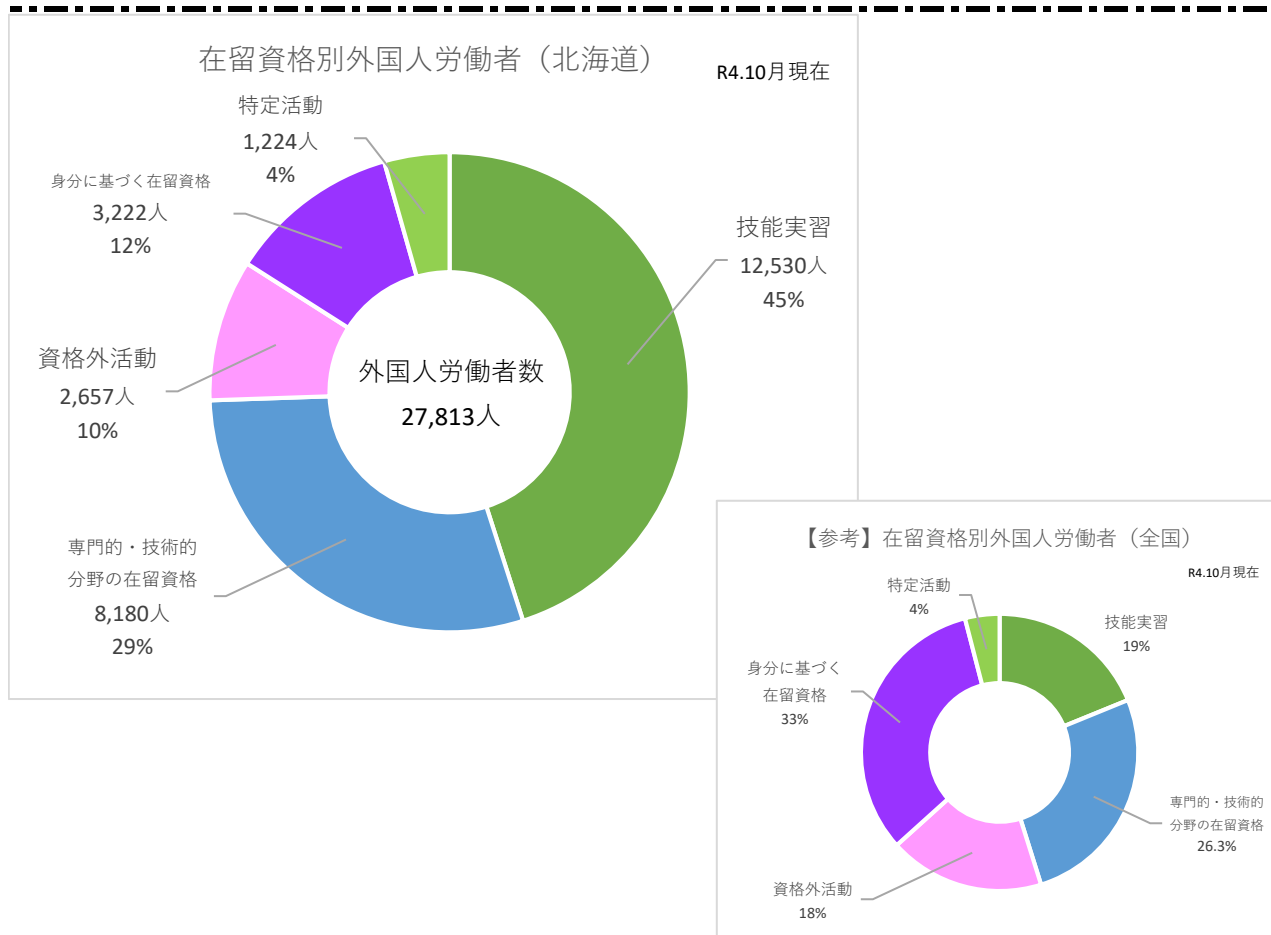


在留外国人の状況



出典：在留外国人統計（法務省出入国在留管理庁）



出典：「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省職業安定局・北海道労働局）

外国人の在留資格について

1 在留資格一覧

就労目的で在留が認められる者

各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能

在留資格	該当例	在留資格	該当例
教授	大学教授等	研究	研究者
芸術	作曲家、画家、作家等	教育	語学教師等
宗教	宣教師等	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
報道	報道記者、カメラマン等	企業内転勤	転勤者
高度専門職	ポイント制による高度人材	介護	介護福祉士
経営・管理	企業等の経営者・管理者等	興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
医療	医師、歯科医師、看護師等	特定技能	国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度

身分に基づき在留する者 活動制限なし

その他の在留資格

在留資格	該当例	在留資格	概要
永住者	永住許可を受けた者	技能実習	日本で開発され培われた技能等を開発途上国へ移転等する目的で創設されたもの
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子など		
永住者の配偶者等	永住者の配偶者や日本で出生し引き続き在留する実子	特定活動	他の在留資格に該当しない活動の受け皿であり、法改正することなく日本に在留可能な活動の種類を増やすことができる（ワーキングホリデー、家事使用人など）
定住者	日系3世・外国人配偶者の連れ子など		

就労が認められない在留資格

※資格外活動許可を受けた場合は一定の範囲内で認められる

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

2 インストラクターに関する主な在留資格

在留資格	技能（スポーツインストラクター）
できる活動	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動
要件	○日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ○スポーツの指導に係る技能について 三年以上の実務経験を有する者 、又はスポーツの選手として オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者 で当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する者

在留資格	特定活動（スキーインストラクター（告示50号））
できる活動	日本の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動
要件	○次のいずれかに該当すること（資格要件） ・（公社）日本プロスキー教師協会が認定する『 アルペンスキー・ステージⅠ～Ⅳ 』のいずれかの資格を有すること ・（公社）日本プロスキー教師協会が 上記と同等以上と認めるスキーの指導に関する資格を有していること ○日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ○18歳以上であること

在留資格	特定活動（ワーキング・ホリデー（告示5号））
できる活動	・日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動 ・当該活動を行うために 必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動
対象国	オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、イギリス、アイルランド、デンマーク、香港、ノルウェー、スロバキア、オーストリア、アイスランド、リトアニア、エストニア、オランダ、ウルグアイ、韓国、フランス、ポーランド、ハンガリー、スペイン、チェコ、スウェーデン、ポルトガル、アルゼンチン、チリ
要件	協定等の内容によるが概ね次のとおり ○ 相手国・地域に居住する 相手国・地域の国民・住民であること ○一定期間相手国・地域において 主として休暇を過ごす意図を有すること ○年齢が 18歳以上30歳以下 （一部地域は18歳以上25歳以下）であること ○子又は被扶養者を同伴しないこと ○有効な旅券と帰りの切符又は切符を購入するための資金を所持すること ○滞在の当初の期間に生計を維持するために必要な資金を所持すること ○健康であること ○ 以前にワーキング・ホリデー査証を発給されたことがないこと
在留期間	協定等の内容による（概ね1年を超えない期間）

在留資格	特定活動（ワーキング・ホリデー（告示5号の2））
できる活動	告示5号と同じ
対象国	台湾
要件	概ね告示5号と同じ
在留期間	1年を超えない期間

3 在留資格の変更

在留資格を有する外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、法務大臣に対して在留資格の変更許可申請を行い、**従来有していた在留資格を新しい在留資格に変更するために許可を受けることを**いいます。

在留資格の変更に係る主な要件等については次のとおり

- ・行おうとする活動が『**1 在留資格一覧**』に該当すること（必須）
 - ・現に有する在留資格に応じた活動を行っていたこと
 - ・素行が不良でないこと
 - ・独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
 - ・雇用や労働条件が適正であること
 - ・納税義務を履行していること
- ※すべての事項に該当する場合でも、総合的に考慮し許可しないこともある。

4 資格外活動の許可

資格外活動許可とは、**現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に必要な許可**です。

※「永住者」や「定住者」はそもそも就労活動に制限なし

資格外活動許可の要件等については次のとおり

（1）資格外活動許可の要件（一般原則）

- ① **現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものでないこと**
- ② **現に有する在留資格に係る活動を行っていること**
- ③ 申請に係る活動が『**1 在留資格一覧**』のうち、**就労目的の在留資格の活動（「特定技能」を除く。）に該当すること**
- ④ 申請に係る活動が次のいずれの活動にも当たらないこと
 - ア 法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる活動
 - イ 風俗営業活動
- ⑤ 收容令書の発付又は意見聴取通知書の送達若しくは通知を受けていないこと
- ⑥ 素行が不良ではないこと
- ⑦ 日本の公私の機関との契約に基づく在留資格に該当する活動を行っている者については、当該機関が資格外活動を行うことについて同意していること。

（2）許可の種類

資格外活動の許可は、大きく分けて次の2とおりあります。

① 包括許可

1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動について申請があった場合、上記（1）の③を除くいずれの要件にも適合すると認められるときは、包括的に資格外活動が許可されます。

資格外活動の内容は、いわゆるアルバイト的な活動が想定されます。

※対象は「留学」、「家族滞在」、卒業した留学生の「特定活動（就職活動）」の**在留資格の方**

② 個別許可

原則として、上記（1）の要件（一般原則）に適合する必要があります。

上記①に掲げる範囲外の活動について許可の申請があった場合や就労資格を有する方が、他の就労資格に該当する活動を行う時は、当該活動を行う本邦の名称及び事業内容その他必要な事項を定めて個々に許可されます。